

## 第36号・第38号・第39号議案関係

### 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

### 「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」

### 「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」

## 1 概要

令和4年11月1日より『東京都パートナーシップ宣誓制度』が導入されたことを受け、区においても、令和5年4月1日より、同制度を活用した行政サービスの提供を開始するとともに、職員に係る休暇制度等についても、「パートナーシップ関係の相手方」を対象に加え、配偶者と同様の取扱いとすることとした。

特別区における統一の給与制度の取扱いについては、令和5年3月に特別区長会と特別区職員労働組合連合会等との統一交渉において妥結に至ったことから、パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いについて所要の改正を行うほか、規定を整備する。

## 2 改正内容

- (1) 配偶者を対象に含む以下の手当等について、「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同様に取り扱うこととする。

#### 【対象となる手当等】

扶養手当、住居手当、単身赴任手当、退職手当、旅費

#### ※ パートナーシップ関係とは

双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係

- (2) 退職手当の算定において、自己啓発等休業を取得した期間を除算期間に含めるほか、規定整備を行う。

## 3 施行期日

公布の日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は<u>扶養親族等</u>のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の<u>扶養親族等</u>とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)または<u>パートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。)</u>の相手方 (第2号から第6号まで省略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる<u>扶養親族等</u>の区分に応じて<u>扶養親族等</u>1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する<u>扶養親族等</u> 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する<u>扶養親族等</u>(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円 (第4項省略)</p> <p>第11条 新たに職員となつた者に<u>扶養親族等</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合において、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに<u>扶養親族等</u>たる要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) <u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する<u>扶養親族等</u>が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に<u>扶養親族等</u>がある場合にお</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は<u>扶養親族</u>のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の<u>扶養親族</u>とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(第2号から第6号まで省略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる<u>扶養親族</u>の区分に応じて<u>扶養親族</u>1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する<u>扶養親族</u> 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する<u>扶養親族</u>(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円 (第4項省略)</p> <p>第11条 新たに職員となつた者に<u>扶養親族</u>がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合において、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに<u>扶養親族</u>たる要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) <u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する<u>扶養親族</u>が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、<u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に<u>扶養親族</u>がある場合にお</p>

新	旧
<p>いてはその者が職員となつた日、<u>扶養親族等</u>がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の<u>扶養親族等</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の<u>扶養親族等</u>で第1項の規定による届出に係るものの一部が<u>扶養親族等</u>たる要件を欠くに至つた場合</p> <p>(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となつた場合</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の3</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者またはパートナーシップ関係の相手方</u>（配偶者および</p>	<p>てはその者が職員となつた日、<u>扶養親族</u>がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の<u>扶養親族</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが<u>扶養親族</u>たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の<u>扶養親族</u>で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</p> <p>(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となつた場合</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の3</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者</u>（<u>配偶者のない職員</u>にあつては、満18歳に達する日以</p>

新	旧
<p><u>びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</u></p> <p>(第2項から第3項まで省略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第12条の2 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた<u>配偶者またはパートナーシップ関係の相手方</u>と別居することとなつた職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居から当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、<u>配偶者またはパートナーシップ関係の相手方</u>の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と<u>配偶者またはパートナーシップ関係の相手方</u>の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> <p><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p>	<p>後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>(第2項から第3項まで省略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第12条の2 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた<u>配偶者</u>と別居することとなつた職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居から当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、<u>配偶者</u>の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と<u>配偶者</u>の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p>

新	旧
<p>2 <u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第3号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>付則第9項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年品川区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。</u></p> <p><u>付則第10項中、「配偶者を有する」を「配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有する」に改める。</u></p> <p><u>付則第12項中「配偶者」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。</u></p>	

付則第2項の規定による職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>付 則（平成30年3月28日条例第3号） （第1項から第8項まで省略）</p> <p>9 平成30年3月31日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年品川区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方のいずれも有しない場合）</u>で、かつ、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>（1）平成30年度 1万1,500円 （2）平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円</p>	<p>付 則（平成30年3月28日条例第3号） （第1項から第8項まで省略）</p> <p>9 平成30年3月31日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>（1）平成30年度 1万1,500円 （2）平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円</p>
<p>10 前項の規定により扶養手当を受けている職員が<u>配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合</u>その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く</p>	<p>10 前項の規定により扶養手当を受けている職員が<u>配偶者を有するに至った場合</u>その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した日以後の最初の</p>

改正後	改正前
<p>1 子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(第11項省略)</p> <p>12 付則第9項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日(令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日)の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p> <p>(第13項から第15項まで省略)</p>	<p>3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(第11項省略)</p> <p>12 付則第9項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p> <p>(第13項から第15項まで省略)</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(遺族の範囲および順位)</p> <p>第4条</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。) <u>または職員の死亡の当時においてパートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。)</u> の相手方であつた者</p> <p>(第2号から第4号まで省略)</p> <p>(第2項から第3項まで省略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条</p> <p>(第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち第10条第5項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間および育児短時間勤務等をした期間については3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、<u>自己啓発等休業をした期間(その期間中の大学等課程の履修または国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。)</u> および配偶者同行休業をした期間についてはその月数)を前3項の規定により計算した<u>在職期間から除算する。</u>ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りではない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条</p>	<p>(遺族の範囲および順位)</p> <p>第4条</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)</p> <p>(第2号から第4号まで省略)</p> <p>(第2項から第3項まで省略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条</p> <p>(第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち第10条第5項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間および育児短時間勤務等をした期間については3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間および配偶者同行休業をした期間についてはその月数)を前3項の規定により計算した<u>在職期間から除算する。</u>ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りではない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条</p>



新	旧
<p>(第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第5号において同じ。</u>）または<u>パートナーシップ関係の相手方</u>と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(第3号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 <u>その者およびその者により生計を維持されている同居の親族またはパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(第6号省略)</p> <p>(第9項から14項まで省略)</p> <p>(第14条から第16条まで省略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以</p>	<p>(第1項から第7条まで省略)</p> <p>8 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(第3号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(第6号省略)</p> <p>(第9項から14項まで省略)</p> <p>(第14条から第16条まで省略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴、（当該起訴に係る犯罪について禁錮以</p>

新	旧
<p>上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>（第2号省略）</p> <p>（第2項から第4項まで省略）</p> <p>（第5項第1号省略）</p> <p>（2）当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>（第3号省略）</p> <p>（第6項から第10項まで省略）</p> <p>（退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（1）当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当</p>	<p>上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>（第2号省略）</p> <p>（第2項から第4項まで省略）</p> <p>（第5項第1号省略）</p> <p>（2）当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>（第3号省略）</p> <p>（第6項から第10項まで省略）</p> <p>（退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（1）当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当</p>

新	旧
<p>該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(第2号および第3号省略)</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条および第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(第2号および第3号省略)</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条および第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>
<p>(第2号および第3号省略)</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手</p>	<p>(第2号および第3号省略)</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関</p>

新	旧
<p>当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(第5項から第8項まで省略) (第22条から第24条まで省略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(第5項から第8項まで省略) (第22条から第24条まで省略)</p>

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) <u>扶養親族等</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、または赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>(第2項から第3項まで省略)</p> <p>4 第1項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の<u>扶養親族等</u>の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該<u>扶養親族等</u>を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料とする。</p> <p>(第2項から第11項まで省略)</p> <p>12 <u>扶養親族移転料</u>は、赴任に伴う<u>扶養親族等</u>の移転について支給する。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および<u>兄弟姉妹</u>で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、または赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>(第2項から第3項まで省略)</p> <p>4 第1項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の<u>扶養親族</u>の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該<u>扶養親族</u>を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料とする。</p> <p>(第2項から第11項まで省略)</p> <p>12 <u>扶養親族移転料</u>は、赴任に伴う<u>扶養親族</u>の移転について支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(第13項省略)</p> <p>(近接地内旅費)</p> <p>第15条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住することもしくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所もしくは居所を移転した場合または任命権者が人事委員会と協議して住所もしくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料額（扶養親族等を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料</p> <p>(移転料)</p> <p>第27条 移転料の額は、次に規定する額の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族等を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族等を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族等を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族等を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族等を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p>2 前項第3号の場合において、扶養親族等を移転した際における移転料の別表第1の額が職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族等を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第29条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族等を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族等1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</p>	<p>(第13項省略)</p> <p>(近接地内旅費)</p> <p>第15条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住することもしくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所もしくは居所を移転した場合または任命権者が人事委員会と協議して住所もしくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料額（扶養親族等を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料</p> <p>(移転料)</p> <p>第27条 移転料の額は、次に規定する額の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族等を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族等を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族等を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族等を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族等を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p>2 前項第3号の場合において、扶養親族等を移転した際における移転料の別表第1の額が職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族等を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第29条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族等を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</p>

改正後	改正前
<p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の実費額ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃および船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第27条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、<u>扶養親族等の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額</u>。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後<u>扶養親族等</u>を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子を移転する場合においては、<u>扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族等とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の実費額ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃および船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第27条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、<u>扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額</u>。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後<u>扶養親族</u>を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子を移転する場合においては、<u>扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p>